

令和7年度岐阜県障がい福祉分野のICT導入モデル事業 実施要綱

第1 目的

岐阜県において、障害児支援分野におけるICTの活用により障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害児支援事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、県内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、同条第7項に規定する障害児相談支援事業及び同法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う者（以下「障害児支援事業者等」という。）とする。

第3 事業内容等

- (1) 県は、県内の障害児支援事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、ICT導入に要する費用を補助する。
- (2) 本事業によりICTを導入する障害児支援事業者等は、客観的かつ定量的な指標に基づいてICT導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、県に報告する。
また、全国の障害児支援事業所等におけるICTの導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表する。
- (3) 県は本事業によりICTを導入した障害児支援事業者等に対し、ICTの導入状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに報告を求める。

第4 補助対象経費

- ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- ウ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）
- エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

（対象経費に係る留意事項）

- ・当該年度中に係る経費のみを対象とする。
- ・アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害児支援等の提供に関する記録を支援を行う場所で完結でき、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職

員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ＩＣＴ技術を活用したものを対象とする。

- ・イのソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
 - ① 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
 - ② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一气通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。
- ・ウの通信環境機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末及びイのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。
- ・インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

第5 その他

- （１）経済産業省が実施している「サービス等生産性向上ＩＣＴ導入支援事業」による補助を受ける障害児支援事業者等の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。
- （２）過去に障害児支援事業者等に対する同様のＩＣＴ導入支援補助金（「令和３年度障害福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業」等）により補助を受けて同種のＩＣＴ機器等を購入したことがある障害児支援事業者等は、本事業による補助の対象とならないこと。
- （３）障害児支援事業者等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- （４）補助対象経費のうち、県から他の補助金等の交付を受けているものについては本事業の補助対象としない。

第6 経費の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。